

奈良県立大学附属高等学校 学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭その他関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進することを旨として、ここに本校の「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに全校体制で臨むため、一人ひとりに自己存在感を与えること（居場所づくり）や共感的な人間関係の構築（絆づくり）を推進し、いじめは人間として絶対に許されないという意識・態度を育成するとともに、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に全教職員が全力で取り組む。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条より）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断に際しては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条のいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

なお、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携した対応を取ることも視野に入れて対応する。

(2) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等

の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめと同様に生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする必要がある。

2. いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ問題等対策委員会（以下「委員会」という。）

(2) 構成員 教頭、学生部長、教育支援部長、生徒支援課長、教育相談課長、人権教育課長、学生部員、学年主任、及び当該クラス担任・副担任

※必要に応じて、外部委員を加える

(3) 役割

ア. 学校いじめ防止基本方針の策定

イ. いじめやハラスメント等の相談・通報の窓口

ウ. いじめの疑いや生徒の問題行動に係る情報の収集と記録

エ. いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援及び保護者との連携

オ. 教職員の資質向上のための校内研修

カ. 情報連絡会による情報交換

キ. 学校いじめ防止基本方針の見直しと各取組の検証

ク. いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合の調査組織の母体

(4) 年間計画

	内 容
4月	学校いじめ防止基本方針、相談窓口の周知
5月	人権LHR
6月	いじめに関するアンケートの実施・（定例）委員会
7月	三者懇談（保護者との情報交換）、相談窓口の周知
9月	情報連絡会
10月	人権LHR
11月	いじめに関するアンケートの実施・（定例）委員会

12月	三者懇談(保護者との情報交換)、相談窓口の周知
1月	情報連絡会
2月	人権LHR
3月	学校いじめ防止基本方針の見直しや各取組の検証

3. いじめの未然防止に関する基本的な考え方

いじめは、いつでもどんな場面でも起こりうるものであり、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうるものであることから、すべての生徒を対象に、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感受性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、生徒が主体的にこの問題について考え議論する等、学校全体が一体となって継続的に取り組む。

いじめの未然防止のための措置としては、

- ①多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校づくりを目指す。
 - ②人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
 - ③わかりやすい規律のある授業、学習にふさわしい教室環境づくりを進める。
 - ④自己有用感を育むHR活動や課外活動を推進する。
 - ⑤学校行事を通じた仲間意識の向上や情操教育の向上を図る。
 - ⑥生徒会活動や各種学校行事を通じて他クラス・他学年との交流を進める。
- など、さまざまな活動の特性に応じ、総合的な取組を行う。

4. いじめの早期発見に関する基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める等、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢で望む。

いじめの早期発見のための措置としては、

- ①情報の集約と共有を日常的に行う。
 - ②全生徒を対象としたアンケート(年2回)及び個別面談を実施する。
 - ③本人や保護者からの訴え、教職員による発見などから兆候を察知する。
- など、幅広く情報を集め、総合的な判断を行う。

5. いじめの早期対応に関する基本的な考え方

いじめを確認したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに委員会

で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者との協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

具体的な対応としては、

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- ②いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに委員会で情報を共有する。
- ③委員会を中心に関係生徒から事情を聞くなど事実関係を確認し、結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡する。
- ④いじめられた生徒、その保護者への支援（生徒理解とケア）を実施する。
- ⑤いじめた生徒への指導・支援を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ⑥いじめが起きた集団に属する生徒に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- ⑦ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ネット上のいじめに対応する情報モラル教育を計画的に推進する。
- ⑨個人別生活カードによる記録を継続する。

など、委員会での検討結果を踏まえ、学校全体で総合的・体系的な指導・支援を行う。

6. いじめの重大事態への対応

できる限り丁寧なアセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害生徒の抱える課題等）を行ったうえで、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）により適切に対応する。

いじめの重大事態とは、

- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・相当の期間（年間の欠席が30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

を指す。

重大事態が発生した場合は当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るため、学校又は設置者は、次の対応を取る。

- ①重大事態が発生した場合、設置者を通じて奈良県知事に報告する。
- ②学校内に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

- ③調査組織の構成については、調査の迅速化を図るため、委員会を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。その判断については、公平性・中立性を確保する。
- ④調査については、因果関係の特定を急がず、いじめ行為が、「いつ」、「誰から」、「どのように」行われ、その「背景事情」や「人間関係」、「学校や教職員の対応」について客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ⑤いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時適切な方法により情報提供する。
- ⑥いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、適切な時期に保護者説明会等によりすべての保護者に説明する。
- ⑦調査組織で再発防止案をまとめ、学校全体で取り組む。